

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領

甲南木材協同組合

違法伐採に関する自主的行動規範

平成18年9月 4日作成・決議・公表

間伐材の確認及び、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

平成25年5月25日作成・決議・公表

第1 目的

本実施要領は、甲南木材協同組合（以下「甲南木協」という）が平成18年9月4日に決議・公表した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」、平成25年5月25日に決議・公表した「間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成18年2月に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

2. 本実施要領に基づく認定対象者は、次の者とする。

- ①甲南木協の組合員
- ②甲南木協の準組合員

第3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出（新規・継続）

1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1-1で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（新規）」を甲南木協へ提出するものとする。合法木材供給事業者認

定は必須の項目とする。

2 認定有効期間（3年間）を超えて継続して認定を受けようとする事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに別記1-2に定める合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を甲南木協へ提出するものとする。

第4 審査及びその結果の通知

1 甲南木協は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第5の認定要件及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

3 甲南木協は、審査結果を申請者に通知するものとする。

4 審査委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第5 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1（分別管理）

①合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

2（帳票管理）

①合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

②管理の記録、証明書等関係書類が出荷後5年間保存されていること。

3（責任者の選任）

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第6 事業者認定書の交付及び公表

1 本団体は第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日等を文書又はウェブ等に公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第7 証明事項の記載

1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、既存の納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを追加記載し出荷先へ引き渡し、証明書とすることができる。

2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3を参考とすること。

第8 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年5月末までに、甲南木協へ報告する。

2 甲南木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

甲南木協は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、甲南木協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど甲南木協に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取り消し

1 甲南木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を文書又はウェブ上に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。

- ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ 第9に定める立入調査を理由なく拒否したとき。
 - ⑤ この事業に対しあらかじめ合意した費用の負担が実行されないとき。
- 2 甲南木協は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 認定等の費用負担

本認定制度の事務費並びに必要な維持費は、認定申請者及び認定事業者（継続の場合）が負担するものとし、その額、方法等は別に定める。

第12 付則

1. この実施要領は、平成18年9月4日より実施する。
2. 初回認定時の認定書の有効期限は、第6の2にかかわらず、年度途中であっても全体の次の更新年度の6月末までとする。
3. 本認定制度の事務は理事会で決定した者に委託することができるものとし、事務委託費は理事会において決定する。
4. この改正実施要領は、平成25年5月25日から施行する。
5. 経過措置

既認定済みの事業者（合法木材供給事業者）の当面の取扱はつぎのとおりとする。

- ①追加で「間伐材チップであることの証明」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明」が必要な場合は、本実施要領により再申請すること。但し、追加申請に係る認定番号は現認定番号、認定期間は現認定期間とする。
- ②追加申請が、現認定有効期間内に必要でない場合は、次回継続・更新申請手続きから本実施要領によるものとする。
- ③今回の改正によっては、既認定済み事業者（合法木材供給事業者）の効力には変更は無い。